

# 札幌司法書士会ADRセンター設置規則

## 第1章 総則

### (趣旨)

**第1条** この規則は、札幌司法書士会(以下「本会」という。)会則第3条第13号に規定する事業を実施するため、その組織及び運営に関し必要な事項を定める。

### (用語)

**第2条** この規則において使用する用語は、特段の定めがある場合を除き、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)において使用する用語の例による。

## 第2章 札幌司法書士会ADRセンター

### (センターの設置)

**第3条** 本会に、札幌司法書士会ADRセンター(以下「センター」という。)を置く。  
2 センターは、司法書士による民間紛争解決手続を行う機関として、紛争の当事者の自主的な紛争解決の取組に寄与する。

### (事業)

**第4条** センターは、会則第3条第13号に規定する事業を実施するため、次の各号に掲げる事業を行う。  
(1) 民間紛争解決手続の業務の実施  
(2) 手続実施者を養成するための研究及び研修の実施  
(3) 前2号に掲げるもののほか、会則第3条第13号に規定する事業を実施するために必要な一切の事業

### (事務所)

**第5条** センターの事業を実施する事務所は、本会の事務局に置く。

### (守秘義務)

**第6条** 本会の役員(以下「役員」という。)及び職員(臨時的に任用された者を含む。)、次条第1項に規定する運営管理者、手続実施者その他センターの事業に関与する本会の会員は、正当な理由があるときを除き、その職務上知り得た事実を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同じとする。

## 第3章 組織

### 第1節 機関

### (運営管理者)

**第7条** センターに、次の各号に掲げる運営管理者をそれぞれ1人置く。  
(1) センター長  
(2) 事務長  
2 運営管理者は、本会の会員のうちから、本会の

会長(以下「会長」という。)が理事会の同意を得て任命する。

### (職務)

**第8条** センター長は、センターを代表し、その業務を総理する。  
2 事務長は、センターの業務を統括し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠けたときはその職務を行う。

### (任期)

**第9条** 運営管理者の任期は、その職に就任した時の役員の任期と同一とする。  
2 運営管理者は、任期が満了したとき又は次条の規定により辞任したときであっても、後任の運営管理者が任命されるまで、なお運営管理者としての権利義務を有する。

### (辞任)

**第10条** 運営管理者は、正当な理由があるときは、辞任することができる。

### (解任)

**第11条** 会長は、運営管理者が心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき、又は運営管理者に職務上の義務違反その他運営管理者たるに不適しないと認めるときは、理事会の同意を得て、その運営管理者を解任することができる。

## 第2節 手続実施者

### (手続実施者)

**第12条** 会長は、センターが行う民間紛争解決手続(以下「紛争解決手続」という。)において中立かつ公正な立場から和解の仲介を行う手続実施者を確保する。  
2 手続実施者の選任の方法その他手続実施者に関し必要な事項については、別に規程で定める。

## 第3節 委員会

### (運営委員会)

**第13条** センターに、運営委員会を置く。  
2 運営委員会は、センター長から付議された事項について審議し、及び決定をすることその他センターの業務の運営に関し必要な事項を処理する。  
3 運営委員会の組織、議事の手続その他運営委員会の運営に関し必要な事項については、別に規程で定める。

### (手続実施者委員会)

**第14条** センターに、手続実施者委員会を置くことができる。  
2 手続実施者委員会は、手続実施者の紛争解決手続の技術の向上を図るために必要な調査及び研究その他運営委員会から付託された事項を処理する。  
3 手続実施者委員会の組織、議事の手続その他手続実施者委員会の運営に関し必要な事項については、別に規程で定める。

## 第4章 紛争解決手続

### (紛争解決手続の実施)

- 第15条** センターは、別に規程で定める紛争について、当該紛争の当事者からの申立てに基づき、紛争解決手続を実施する。
- 2 紛争解決手続の開始から終了に至るまでの標準的な進行その他紛争解決手続の実施に関し必要な事項については、別に規程で定める。

### (手数料等の徴収)

- 第16条** センターは、紛争解決手続の実施に当たり、その利用者から手数料その他の費用（次項において「手数料等」という。）を徴収することができる。
- 2 手数料等の種類、額、徴収方法その他手数料等の徴収に関し必要な事項については、別に規程で定める。

## 第5章 苦情の取扱い

### (苦情の取扱い)

- 第17条** 紛争解決手続に関する苦情は、本会の苦情対応窓口において受付けるものとする。
- 2 紛争解決手続に関する苦情の調査、処理その他当該苦情の取扱いに関し必要な事項については、別に規程で定める。

## 第6章 会計

### (一般会計)

- 第18条** センターの会計は、これを本会の一般会計とし、その事務については、札幌司法書士会経理規程に基づき処理する。

### (運営費用)

- 第19条** センターの運営費用は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
- (1)利用者から徴収する手数料その他の費用
  - (2)本会からの繰入金
  - (3)その他の雑収入

## 第7章 補則

### (支部)

- 第20条** センターに、理事会の承認を得て支部を置くことができる。

### (情報の公開)

- 第21条** センターは、センターの事業及び会計に関する情報を公開する。ただし、紛争解決手続に関する情報であってその性質上公開することが相当ではないものについては、この限りでない。
- 2 前項に規定する情報の公開は、その情報を記載した書面をセンターの事務所に掲示する方法その他適宜の方法で行う。

### (規程への委任)

- 第22条** この規則に規定するもののほか、この規則を実施するために必要な事項は、別に規程で定める。

### (規則の改廃)

- 第23条** この規則を改正し、又は廃止するときは、総会の議決を経なければならない。

### 附 則

- 1 この規則は、会則第3条第13号の裁判外紛争解決手続の実施に関する事項の改正が認可されたとき（平成17年8月2日）から施行する。
- 2 本センターは、「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成16年法律第151号）」による認証を受けるものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この規則は、平成23年2月19日から施行する。